

## サイン基準

### 案内サイン

案内サインに関しては、基本的に「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」に準拠します。

表示範囲及び縮尺・向き	——	50
文字の大きさについて	——	52
表示することが望ましい情報	——	54
設置基準	——	56
バリアフリー情報の表示	——	58

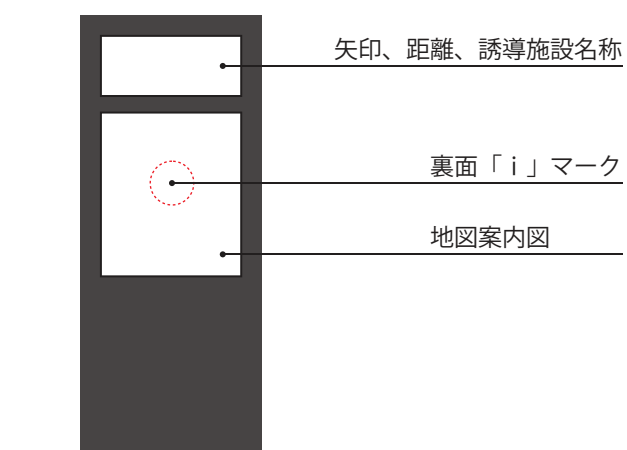
## 表示範囲及び縮尺・向き

案内サイン基準は、主要拠点で使用する広域図・地域案内図、中拠点で使用する地区案内図とします。

### 〈主要拠点サイン〉 広域図・地域案内図 (例)



### 〈中拠点サイン〉 地区案内図 (例)



## 範囲・縮尺

	種類	表示範囲	縮尺
〈主要拠点〉	広域案内図	概ね 3 km 四方	概ね 1/2,500
	地域案内図	概ね 1 km 四方	概ね 1/1,000
〈中拠点〉	地区案内図	概ね 600m 四方	

## 表示図面

ベースマップ		
国土地理院の地形図	1/10,000	◎原則使用
大分市地形図	1/2,500	
市販の住宅地図	1/1,500	△参考可

掲載する図面については、距離のわかる正確な図面として、地図の縮尺を示すバースケールを表示し、地図の向きは、利用者の見る方位に合わせた方位設定とし、併せて方位マークを表示します。



## 色彩

地図板面の色彩については、P44「案内地図などの図示について」および P45「案内図の使用色」「その他の指定色」を参照。

# 文字の大きさについて

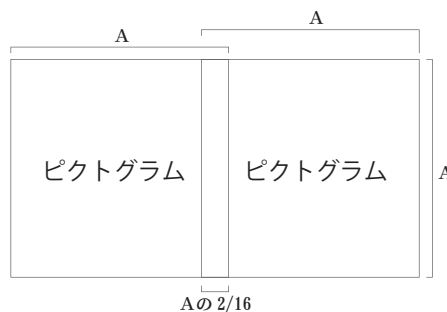
## 案内サインの文字の 大きさ・言語表記

案内サインの場合は視距離50cmを想定し、視距離1～2mの文字高の約1/2の大きさ（和文文字高：5mm以上、英文文字高：4mm以上）とします。



地図上の言語表現は、可読性及び全体のレイアウトバランスを考え、日本語と英語の2言語表記を基本とします。

- 英文文字高は、「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」に準拠し、和文文字高の3/4程度とする。
- ピクトグラムの大きさは、英文の3倍とする。
- ピクトグラムを組み合わせて表示する場合はピクトグラムの大きさの2/16を重ね合わせて併記とする。



## 地図標識（案内サイン）の標準文字サイズ

	ピクトグラム	和文	英文	表示施設
凡例部表示	24.0mm	10.5mm	8.0mm	凡例部
特大サイズ	—	18.0mm	14.0mm	県名、市名、 (図中に境界があった場合)
大サイズ	21.0mm	9.0mm	7.0mm	案内所、情報コーナー、県庁、市役所、博物館、美術館、ホール等
中サイズ	10.5mm	7.0mm	5.5mm	郵便局、交番、病院、デパート、ホテル、埠頭、踏切等、町名※、丁目※
中小サイズ	—	—	5.0mm	番地※
小サイズ	12.0mm	5.0mm	4.0mm	橋梁名、交差点名、歩道橋名、バス停名、広域図の情報

※濃鼠色表示とする

※「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」より

## 表示することが望ましい情報

		地図に表示する一般的情報	ベース マップ	ピクト グラム	名称
ベース 図	地形・地盤	山、湾、島、半島、河川、湖、池、堀、港、埠頭、運河、栈橋	○		○
	道路	道路	○		○
		歩道	○		○
		歩行者専用道路等	○		○
		ペDESTリアンデッキ、横断歩道橋	○		○
		地下横断歩道・階段部	○		○
		横断歩道	○		
		踏切	○	○	○
	地点	インターチェンジ	○		○
		交差点（信号機）		○	○
		有名な橋、トンネル 等	○		○
	交通施設	鉄軌道路線	○		
		鉄軌道駅	○		○
		駅出口		○	○
		バス路線	○		
		バス等の公共交通機関のターミナル		○	
		バス停		○	○
		タクシー乗り場		○	
		旅客船ターミナル	○	○	○
	行政界	市、区、町	○		○
丁、番地				○	

※「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」2003/12 発行  
国土交通省道路局企画課（監修），道路保全技術センター（編集）より

		地図に表示する一般的情報	建物 シルエット	ピクト グラム	名 称
施 設	案内所	案内所（有人）		○	
		情報コーナー		○	
	公共（的） 施設	官庁又はその出先機関	○	○	○
		警察署	○	○	○
		交番		○	交番 <sup>※1</sup>
		郵便局（普通郵便局）	○	○	○
		郵便局（その他）	○	○	郵便局 <sup>※1</sup>
		消防署	○		○
		国（公社、公団除く）の機関および 公共地方サービス機関、その他官署	○		○
		病院	○	○	○
		学校	○		○
		幼稚園・保育園	○		○
		体育館、運動場	○		○
	文化施設	公会堂、公民館、図書館	○		○
		大規模な公園、遊園地、動物園	○		○
		美術館、博物館、文化会館、劇場	○		○
	公衆便所			○	
	名所・旧跡	神社、仏閣、寺院、協会、史跡	○		○
	大規模宿泊 施設／商業 施設、店舗	大規模なホテルおよび旅館	○	○	○
		大規模なデパート・スーパーマーケット	○	○	○
銀行・信用金庫			○		

※ベースマップ……線および面で構成される情報で基本的な情報として表示するもの

建物シルエット……建物の外形を面的に表示するもの

ピクトグラム ……施設を意味する記号（標識令・標準案内用図記号<sup>※2</sup>等）を表示するもの

名 称 ……市町村名、施設名称等の各名称を文字情報として表示するもの

※1 固有名詞で表記するのではなく、「交番」、「郵便局」という表記をすることを指す。

※2 交通エコロジー・モビリティ財団が、日本財団の助成を得て設置した「一般案内用図記号検討委員会」で策定されたものである。委員会では1994年から約2年間の検討が行われ、2001年3月に125種類の図記号が「標準案内用図記号」として決定された。

# 設置基準

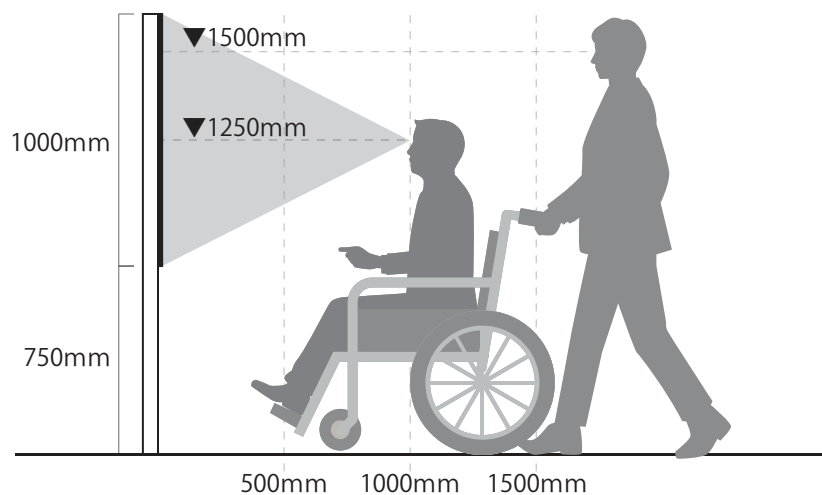
## 設置方法

案内サインは、歩行者の目につきやすく、近づいて見ることができるよう、サイン本体の足元やその周辺に障害物等がないように配慮し、勾配のある場所には設置しないことが望ましい。

また、案内サインは、サインに向かって前方が上になるように設置を行います。

## 設置の高さ

車いす使用者の地図上部の見やすさに配慮し、板中心を 1,250mm とします。



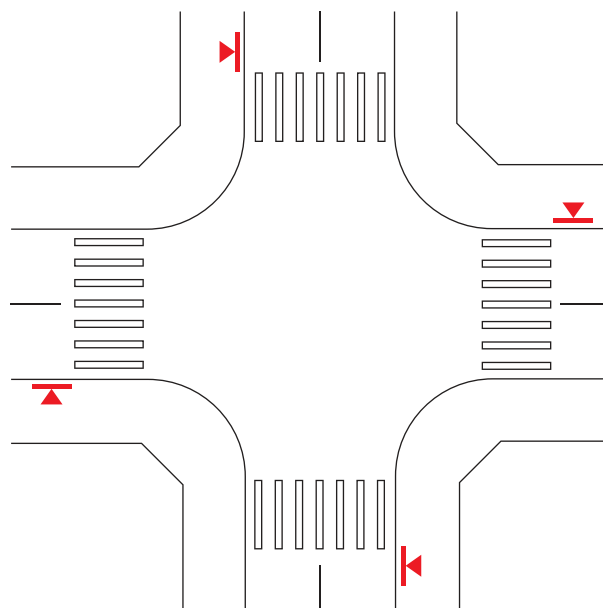


## 設置位置

歩行者から見て良好な視認性が確保でき、かつ通行の支障にならない場所を選定します。

また、夜間でも、情報が判読できる場所を選定します。

※公共交通機関旅客施設の  
移動円滑化整備ガイドラ  
インより



## バリアフリー情報の表示

バリアフリー経路、エレベーター等のバリアフリー施設がある場合、できる限り表示することとします。

### バリアフリー経路

※表示について：P45 参照

多様な障害を持った利用者が概ね移動できるバリアフリー経路は、3.0mm 巾朱赤系色の点線「●●●●●●」で表示、英語は「Accessible Route」と表記します。

### エレベーター

鉄道駅や道路等と連結されているエレベーターについては、ピクトグラムを表示します。

その他、民間施設でも移動円滑化された車いす対応<sup>※1</sup>のエレベーターについては、ピクトグラムを表示します。

なお、ピクトグラムについては、車いす対応<sup>※1</sup>と未対応<sup>※2</sup>の場合で区別するものとします。

また、時間制限のあるエレベーター<sup>※3</sup>については、「使用時間制限有」といった内容を表示します。

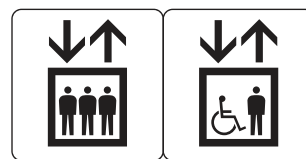
※1  
車いす対応エレベーター



※2  
車いす未対応エレベーター



※3  
時間制限のあるエレベーター



使用時間制限有

## 公衆トイレ

トイレは、ピクトグラムで表示するものとし、身体障がい者の利用が可能な施設については、身障者用設備付きピクトグラム（トイレ+身障者用設備）を表示します。また、その施設使用時間制限があるものは、ピクトグラムの下に「使用時間制限有」といった内容を表示します。



使用時間制限有

## その他

- ・ 駅からの利用が想定できる施設の中でも、地図表示範囲の縁辺部で表示できない施設については、標準案内用図記号一覧の矢印を使用し、至「→」で表示します。
- ・ 案内サインの整備年月を表示し、どの時点の内容かを明らかにします。

【例】 2008. 3

